

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料1-3-2
提出年月日	令和5年11月2日

ヒアリングにおけるコメント回答資料

指摘事項

No. 8 (230803-20)	耐震 設計方針	39条, 40条等において, 設計基準拡張をどのように扱うのかが分かるような資料を用いて説明すること。
----------------------	------------	---

●重大事故等対処設備（設計基準拡張）の定義（43条における定義と同じ）

重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を期待する重大事故等対処設備

→設計基準対象施設として設計されており, かつ新たに機能を付加させていない設備について, 設計基準対象施設としての機能を重大事故等発生時に流用しているもの
重大事故等対処設備（設計基準拡張）の分類を下図に示す。

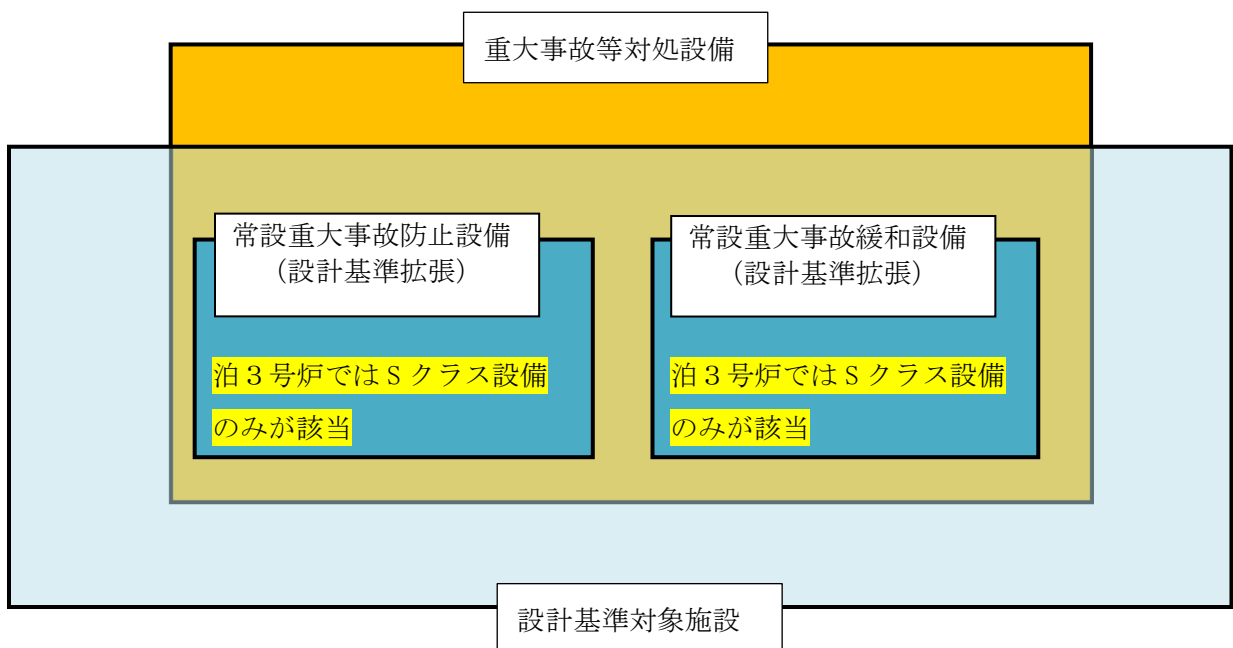


図 重大事故等対処設備（設計基準拡張）の分類

重大事故防止設備（設計基準拡張）及び重大事故緩和設備（設計基準拡張）については, 泊3号炉では, Sクラス設備のみが該当し, 当該設備については設計基準対象施設としての機能を重大事故等時に流用するものであることから, Sクラス設備として3条（地盤）, 5条（耐津波設計）への基準適合を設計基準対象施設として確認するものであり, 重大事故等対処設備としての38条（地盤）及び40条（耐津波設計）への適合性確認は, 設計基準対象施設としての確認に包含されることとなる。

以上